

かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



令和3年3月1日から

障がい者の法定雇用率が引き上げになりました



障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現のため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように引き上げられています。

事業主区分	法定雇用率	
	令和3年2月28日以前	現行
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。



対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。

▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わりました。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q. 障がい者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？



A. 障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」



お問い合わせ
ハローワーク伊丹
TEL 072-772-8609

川西市では障がい者を試行雇用・継続雇用する事業者に対して奨励金を支給します！

裏面へ

川西市障がい者トライアル雇用・継続雇用奨励金のご案内

障がい者雇用の理解を深め、雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的とし、障がい者を試行雇用、継続雇用する事業主に対して奨励金を支給します。

川西市障がい者 トライアル 雇用奨励金



国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受け、対象となる障がい者を試行雇用する事業主に対し、国の助成金支給額の1/2に相当する額を支給します。

- ◆支給条件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を試行雇用し、国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受けていること
- ◆支給額：国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給額の1/2の額
月額上限：2万円
支給期間上限：3ヶ月



詳細はこちら👉

川西市障がい者 継続 雇用奨励金



国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用する事業主に対し、当該障がい者に支払った賃金の1/4に相当する額を支給します。

- ◆支給条件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用すること
- ◆支給額：対象となる障がい者に支払われた賃金の1/4の額
月額上限：2万円
支給期間上限：特定求職者雇用開発助成金の支給期間と同期間（上限36ヶ月）



詳細はこちら👉

お問い合わせ

川西市 市民環境部 産業振興課
TEL 072-740-1162

日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場を作るために 外国人労働者の人事・労務支援ツールをご活用ください

私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行は外国人の方にとって馴染みのないものかも知れません。

- ✓私たちの文化や制度を外国人の方が知らないことは悪いことではありません。外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。
- ✓そのためには、母国語やさしい日本語を使いながら、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことが重要です。

厚生労働省が、企業における人事・労務に関する多言語による説明やお困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツールを作成しました！

★支援ツール★

- 
- ①外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集
～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
 - ②雇用管理に役立つ多言語用語集
 - ③モデル就業規則やさしい日本語版

支援ツールの
詳細はこちら👉



お問い合わせ
兵庫労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 078-367-0810

中小企業の皆さまへ

令和3年4月1日から

パートタイム・有期雇用労働法が適用

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン、パートタイム・有期雇用労働指針が令和2年4月1日施行され、中小企業においては令和3年4月1日から適用されました。

事業主に求められることは？

- ① 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されました。
- ② 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。



詳細はこちらから



お問い合わせ

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課
TEL 078-367-0820

中小企業・小規模事業者の皆さまを支援

兵庫働き方改革推進支援センター



就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応しています。

★以下の4つの取り組みをワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

Q.どうやって相談するの？

A.電話・メール・来所での相談に応じています。

■電話：0120-791-149

(9:00~17:00 土日祝を除く)

■メール：hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

■住所：神戸市中央区八幡通3-2-5

IN 東洋ビル6階



詳細はこちらから

お問い合わせ

兵庫働き方改革推進支援センター

TEL 0120-791-149



専門家を企業に派遣する**企業訪問支援**も行っています！（原則3回まで無料）

例えば…

- ・就業規則や賃金規定を見直したい
- ・利用できる助成金について話を聞きたい
- ・業種に応じた業務プロセスを見直したい
- ・36協定の作成のアドバイスがほしいなど…

お気軽にご利用ください！！



IN東洋ビル6F

・JR三ノ宮駅、阪神、阪急神戸三宮駅から徒歩5分

あなたの就職をサポートします！ 川西しごと・サポートセンター

川西しごと・サポートセンターでは、求人検索機を操作して、全国のハローワークが受理した求人を検索することができます。相談窓口においては、求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行っています。

① 求人検索 ② 相談 ③ 紹介

しごと・サポート
センターで
できること

ご注意：川西しごと・サポートセンターはハローワーク伊丹の出先機関です。雇用保険業務及び公的職業訓練の手続きは行っていません。



パソコン求人検索機を6台設置！求人を閲覧できます。キーワード検索も可能。



求人について事業所への問い合わせや、就職活動の相談を行います。



ハローワーク求人への応募をあっせんし、紹介状を発行します。

ご自宅のパソコンやスマートフォンでもハローワークの求人を見ることが可能です。
ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



若者キャリアサポート川西

39歳までの若年者の就職活動をサポートする個別相談（キャリア・カウンセリング、労働・年金相談）や実践プログラム（就職支援セミナー、合同就職面接会の開催）を用意して、一人ひとりにあったサービスをご案内しています。

同じフロアに「川西しごと・サポートセンター」の求人検索コーナーや職業紹介窓口が併設されているので、総合的な就職支援サービスを受けることができます。

問合せ

(川西しごと・サポートセンター)
072-757-6380 9時～17時
(若者キャリアサポート川西)
072-764-6823 9時～12時
13時～17時

所在地

川西市小花1-8-1
パレットかわにし2階

休館日

土・日・祝・年末年始



新型コロナウイルスの予防や感染拡大防止のため下記のご協力をお願いします。



マスクの着用



手・指の消毒



体調不良時には来所をご遠慮ください

感染症拡大防止に
ご協力ください

